

# 企業の社会的責任、その背景と意義

田島 慶吾・安藤 研一

第1章 はじめに .....	1
第2章 CSRとは何か? .....	2
第3章 CSRの客観的背景 .....	4
第4章 CSRの思想的背景 .....	9
第5章 CSR批判と反批判 .....	13
第6章 CSRと経済学 .....	17
第7章 むすびにかえて .....	20

## 第1章 はじめに

20世紀を特徴付けた一つの大きな流れは、ソビエト連邦、中国を中心とした社会主義＝計画経済の壮大な実験とそれに対する資本主義＝市場経済の対抗的展開であった。結果論的に言えば、両者の対立はソ連経済圏が1990年前後に崩壊し、中国が改革開放路線へと舵を切るという形で前者の失敗を持って終わった。そして、幾分の紆余曲折なり、動揺はあっても、計画経済から市場経済への移行によって、21世紀がより繁栄した世界を迎えるであろうという楽観があった。しかし21世紀は、資本主義経済の総本山であるアメリカにおいてITバブルが崩壊し、それに続く一連の企業不祥事の発生によって幕を開けた。更に、地球温暖化問題に代表される環境問題もまた、資本主義＝市場経済体制が真に持続可能な発展 (Sustainable Development) をもたらすものであるか否か、という問題を提起している。このような文脈において、近年企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility, CSR) となり、CSRを一つの基準に投資先を選定する社会的責任投資 (Social Responsibility Investment, SRI) が人々の耳目を集めるようになってきている。多くの雑誌がCSRのランキングを発表し、政府や経済団体はCSR関連の研究会を持ち、憲章や宣言を掲げている。このような盛り上がりを目の当たりにすると、しかしながら、「流行りモノはやがて廃る」という言葉が思い出される。現在のCSRブームは、かつてのメセナやフィランソロピーのような単なる一過性の流行なのだろうか？それとも21世紀資本主義経済が真摯に取り上げるべき課題なのだろうか？本論は、このような問題に

対して、経済学説史的な意義も踏まえながらCSRの意義を分析するものである。

## 第2章 CSRとは何か？

本章では「企業の社会的責任、CSRとは何か？」という問いに答えていく。まず、CSRに関する定義を幾つか紹介した上で、その中心概念であるステイクホルダーについて説明しよう。

持続可能な発展のための世界ビジネス協会（World Business Council for Sustainable Development, WBCSD）は、CSRに関する普遍的な定義は無いとした上で、自らの定義として「CSRとは、従業員、その家族、地域共同体と社会とともに彼らの生活の質を改善するために、持続可能な経済発展に貢献する事業の取り組みである」としている<sup>1</sup>。企業は当該企業自身の所有者である株主（shareholder）のために利潤を追求するだけでなく、関連する多様な利害関係者、ステイクホルダー（stakeholder）や環境などにも配慮し、貢献することを求める、というものである。即ち、「利潤」という単一のボトムライン（決算報告書の利潤をあらわす最終行）のみでなく、「環境」と「社会的公正」を含むトリプル・ボトムラインによって、企業を評価しようとするものである。

日本で上記のような考え方をより詳細に敷衍化したものとして、例えば、経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告がある。それを簡潔にまとめれば次のようになる<sup>2</sup>。

CSRとは、今日経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステイクホルダーとの間の積極的な交流を通じて事業の実施に努め、またその成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展をより確かなものとするとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念であるが、同時に、単なる理念にとどまらず、これを実現するための組織作りを含めた活動の実践、ステイクホルダーとのコミュニケーション等の企業行動を意味するものである。

企業のステイクホルダーは、消費者、投資家、従業員、地域住民、NPO、政府など広範に及ぶが、企業は良質の製品・サービスを提供するといういわば本来の事業と不可分の種々の社会的行動としてのCSR、例えば最低限の社会規範としての法令遵守はも

1 <http://www.wbcsd.ch>

2 国のCSRへの取り組みについては、経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」、厚生労働省「労働におけるCSRの在り方に関する研究会」、環境省「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会報告書」を参照。

とより、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、労働基準の遵守、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献など、更に地域投資やメセナ活動、フィランソロピーまで誠実かつ積極的に取り組むことにより、企業とステイクホルダーとの共生、即ちウィン-ウィンの関係を構築することが可能となる。その意味で、CSRは企業にとって環境、社会の持続的発展にも通じる広い意味での投資と認識すべきである。

CSRの目的は基本的に普遍的であると考えられるが、具体的な内容又はその中でのプライオリティは、企業が活動する国や地域の価値観、文化、経済・社会事情によって多様であるのみならず、経営理念や業態の異なる企業によっても当然異なり得るものである。従って、企業の自主的・戦略的取組みが重要な要素となる。

企業は海外の事業活動に当たって当該市場の要請に対応すべきであるのみならず、最近のCSRが、国の内外にかかわらず資本関係を有する関連企業や取引関係にある他の企業のCSRへの対応についての配慮を求める傾向があることを踏まえると、企業はグローバルな視点に立ってCSRに取り組むことが必要となる。

企業がCSRの取組の信頼性を高めるためには、ステイクホルダーとの効果的なコミュニケーションが不可欠であり、そのための適切な情報開示、対話などにより社会に対する説明責任を果たすこととステイクホルダーによる評価が重要な要素となる。このように、企業活動についての透明性を高めることが、CSRの根幹ともいえる経営の誠実さ(インテグリティ)についての企業評価を高めることにつながる事となる。

ここで注目すべき中心的なタームは、「ステイクホルダー」である。従来の企業観では、企業に利害関係を有するものとして、第一に、株主、次に、経営者と従業員、第三に、取引相手を挙げたが、企業の規模が拡大するにつれ、企業に利害関係を有するものとして、更に、消費者、地域および地域住民、自治体などが挙げられるようになった。企業の経営や行動によって影響を被る人間あるいはグループはステイクホルダーと呼称されるようになり、かつては利害関係者と称せられていた存在に相当するが、今日では、シェアホルダーとの対比で使われる。

ステイクホルダーは第一次的ステイクホルダーと第二次的ステイクホルダーに分類されたり、内部ステイクホルダーと外部ステイクホルダーに分けられたりすることがある。株主、従業員、取引企業、消費者、コミュニティ等がそのような代表的なステイクホルダーであり、経営者は特殊なステイクホルダーとして位置づけられる。この企業の利害

関係者の拡大に伴い、経営者はステイクホルダー相互の利害を調整しつつ、利潤を追求すべきであり、企業の目的も単なる利潤追求から、ステイクホルダー全体の利益を実現すべきであるとの認識に変化した。

CSRとは従って、企業は各ステイクホルダーに対して果たすべき義務と責任とがあるとする考えである。企業または経営者は、そのステイクホルダーに対してある義務を負い、各ステイクホルダーは権利を有し、経営者は各ステイクホルダーの権利を尊重し、責務を果たすべき企業経営に努めるという考えをステイクホルダー・マネジメントと呼ぶ。具体的には、企業または経営者は、内部ステイクホルダーとしての株主に対する義務、取引相手に対する義務、従業員に対する義務、外部ステイクホルダーとしての消費者に対する義務、地域共同体に対する義務、自然環境に対する義務、および、政府に対する義務を負い、他方、各ステイクホルダーは、株主の権利、取引相手の権利、従業員の権利、消費者の権利、地域共同体の権利、自然環境の権利、政府の権利を持つ。ステイクホルダーの概念は、企業（経営者）に「義務」（および権利）を、ステイクホルダーに「権利」（および義務）を与え、企業は各ステイクホルダーへの義務を果たすことによって初めて、正当性を得る。

### 第3章 CSRの客観的背景

前章で述べたようなCSRが登場してきたのは最近であるが、それは経済・社会の不可逆な構造的変化を背景としている。すなわち、情報化、環境保護意識の高まり、そして、それらのグローバルな展開を含む経済のグローバリゼーションである。

インターネットに代表される情報処理・伝達能力の高速化、大量化は、企業の存続すら脅かすような企業不祥事を瞬時に世界中に伝え、問題のある（と考えられた）企業に対する抗議行動、不買運動などを今まで以上に広範に喚起しうるようになった。他方、CSRへの積極的関与は従業員の労働意欲を高めるだけでなく、インターネットを通じたより良い企業イメージの広報とそれに伴う売上の増加をもたらすものでもある。その意味で、情報化は企業にCSRを追求させる「アメとムチ」なのである。

他方、地球温暖化、酸性雨、オゾンホールなど、企業はおろか我々の生活や存在すら脅かすような世界的環境問題が、20世紀末から人々の関心を集めるようになってきた。自動車の排気ガス、生活廃水のように個人の生活から排出される環境汚染物質が、地球に負荷を課していることは事実であるが、同時に、企業活動も地球環境に大きな影響を

及ぼすものである。そして、市場機構（価格メカニズム）が媒介しない経済主体の直接的相互関係を「外部性」と呼ぶが、環境汚染はその端的な例であろう。他方、環境に配慮した経営は、単に企業イメージを高めるだけでなく、省エネ・省資源を通じて企業のコスト削減に貢献する側面も持つ。

企業にCSRを追求させる背景として、情報化、環境問題を指摘したが、ここで強調すべきことは、それらが地方や一国というレベルではなく、世界的な広がりを持つようになってきていることである。そして1990年代以降「国際化」から「グローバリゼーション」へとタームが変化してきたことに表されるように、CSRを準備した背景に経済のグローバリゼーションがあるのは単なる偶然ではない。そこでまず、グローバリゼーションの進展を確認したうえで、その推進主体の一つである多国籍企業とCSRとの関係について詳しく見ていこう。

そもそも「グローバリゼーション」という用語についての公式の定義は存在しておらず、論者によりその意図するところは異なっているのが実状である。そこで本章では、「商品、資本、人が国境を越えて活動し、相互依存性が高まってきている状態」と定義しておく。表-1は、各種の指標によるグローバリゼーションの進展度合いをまとめたものである<sup>3</sup>。確かに、世界経済は過去20年強の間に急速な成長を遂げたが、貿易や投資、人の国際移動はそれ以上に急速に進んでいる。特に、それが1990年代に進行したこと、しかし、それは必ずしも一本調子に進んだわけではないことが確認できる。

世界全体の財貿易、サービス貿易を輸出の絶対額で見ると、2002年にはそれぞれ6兆3130億ドル、1兆4860億ドルに達している。これらは、1980年のそれぞれ、1兆9080億ドル、3230億ドルという数字から見ると、大幅な増加を示している。しかもこの間、世界全体のGDPに占める比率も財貿易で20%前後に、サービス貿易でも5%弱にまで高まっている<sup>4</sup>。

現代の世界経済においては、商品のみが国境を乗り越えて動いているわけではない。主たる生産要素である、「資本」と「労働力」も国境を越えた移動を見せている。まず、

3 これらの数字は、物価、為替相場の変動を含んでおり、また財・サービス・投資内容の質的变化を正確には反映していないという限界を有するものである。グローバリゼーションの実態分析には、より詳細な客観的事実の確認が必要であろうが、グローバリゼーションの傾向を示す上では、このような限界を含んだ数字でも許されよう。

4 確かに、1980年の財貿易の数字は18.4%と2002年現在の数字と比べて遜色ないように見えるかもしれない。しかし、これは多分に1979年に生じた第二次石油危機の影響により、石油輸出額が大きかったためである。実際、1980年代の財輸出の対GDP比率は、おおむね15%前後の水準であった。

直接投資 (foreign direct investment, FDI) に着目して、資本の国際的な移動という側面からグローバル化を確認しよう。1980年当時、未だ540億ドルであった対外FDIは、2002年には10倍以上の5960億ドルにまで増加し、対GDP比率でも0.5%から1.9%へと上昇している。確かに、この2002年の数字は2000年のピーク時に比べると半減しているが、これはITバブルがはじけ、9・11テロの影響で世界経済全体が不況に陥り、更に、アメリカでエンロン、ワールドコムなどの粉飾会計に代表される企業不祥事が頻発し、世界的不況局面の中で、FDIに限らず、投資意欲そのものが全般的に低下したことによる。そして、FDIが低調であったと言っても10年前、20年前の水準にまで後退したわけではないこともまた事実である。

表-1 グローバリゼーション指標

単位：輸出額，FDI：10億\$，(対GDP比，%)，千人(対総人口比，%)

	1980	1985	1990	1995	2000	2001	2002
GDP	10,355	11,696	21,465	28,909	31,049	30,745	31,801
財輸出	1,908 (18.4)	1,806 (15.4)	3,287 (15.3)	5,042 (17.4)	6,288 (20.3)	6,057 (19.7)	6,313 (19.9)
サービス輸出	323 (3.1)	353 (3.0)	736 (3.4)	1,131 (3.9)	1,455 (4.7)	1,448 (4.7)	1,486 (4.7)
対外 FDI	54 (0.5)	62 (0.5)	242 (1.1)	358 (1.2)	1,187 (3.8)	722 (2.3)	596 (1.9)
先進国在住外国人	— —	11,072 (1.4)	36,883 (4.4)	44,326 (5.1)	55,325 (6.2)	62,179 (6.9)	— —

出典：世界銀行、国連資料より作成

資本と並ぶもう一つの重要な生産要素である「労働」もまた故郷を離れ外国に職を求めて動いている。現代世界における人間の国際移動は、紛争国・地域における難民と並んで、職を求めるといった経済的要因に基づく国際労働力移動によって構成される。それ故、多くの労働力移動は相対的に良好な雇用機会と賃金水準の高さを目指すことになり、先進国へと向かうことになる。表-1の数字からは人間も国境を活発に越えていること、その数が急速に増加しつつあることが見て取れる<sup>5</sup>。1985年時点で1000万人強であった

5 貿易やFDIの統計資料に比べて、労働力の国際移動についての統計は未整備なままであるため、具体的に労働力移動に限定してその実情を把握することは困難である。上記の表もそのことを反映しており、難民はもとより、外国人労働者の家族ではあるが、労働には従事していないものの数なども含まれる。更に、地続きで国境を接している国々の間では、しばしば特定の季節のみ、若しくは、日々国境を越えて外国で働いている労働者がいる。しかし、そのような国境近辺の労働者の国際移動についての数字は正確には捕捉されていない。

数字が、2001年には6000万人を超えるところまで増えてきているからである。勿論、この数字はこれらの外国人を受け入れている先進国の総人口9億人に比べれば、未だ小さな割合でしかないかもしれないが、それでも既存社会に変化を及ぼすものである。

上記のようなグローバリゼーションを牽引してきた一つの主体が、直接投資を通じて国外に工場、販売、研究開発の子会社（グループ）を有するようになる多国籍企業である。多国籍企業が国境を越えて自らの活動を展開することは、グローバリゼーションの進展と不可分である。まず、言葉の定義からしてFDIの実行主体である多国籍企業は、資本が国境を越えて行き来することと同義である。また、国外にある子会社が自社の財、サービスを供給するために、その生産に必要な資本財、中間財を親会社が提供することを通じて、他方、子会社が生産した財、サービスを本国や他の国に供給することを通じて、貿易が活発化する。確かに、低賃金の発展途上国に工場を設立することによって、それらの国から高賃金の先進国への労働力の移動は一定程度抑制されるかもしれないが、同時に熟練労働者や中間管理職、経営者レベルの人材が国境を越えて活発に行き来するようになる。更に、新しい生産方法、経営手法などの無形資産と呼ばれる知識や情報もまた多国籍企業の活動の活発化に伴って、国境を越えて伝播することになる。そして時には、環境、社会的文化的構造の破壊がもたらされることもある。つまり、多国籍企業の発展は既存の経済社会構造のグローバルな再編成を意味しているのである。時にグローバルな利潤追求行動が、受入国・本国双方で大きな問題を直接引き起こすこともある。次の事例は、その古典的な事例である。

N社は、1990年代の前半に、生産拠点の一部を、フィリピン、インドネシア、中国に移転することを決定した。労働力がアメリカと比べて極めて安価であることがその理由であった。N社はこの生産拠点の移転により、人件費が半分以下に下がることを期待したのである。競争が激しいアスレチック・シューズ業界において競争優位を保つためには、会社の長期的な「健全さ」を損なわないためにも、コスト削減の全ての機会を利用しなければならなかったのであった。フィリピン、インドネシア、中国におけるN社の工場における労働環境は、しかし極めて劣悪であった。最大の問題は、児童（15歳以下）を安価な労働力として雇用したことである。そのような児童労働の雇用はアメリカでは禁止されていたが、進出先では規制がなく、N社は法の間隙を突いたのである。極端に安い労賃、劣悪な労働環境、児童労働などの実態がマスコミを通じて報道され、大衆の怒りを買って、N社はアメリカおよびヨーロッパで不買運動の対象となった。N社は、改

善を約束せざるを得なくなり、不買運動により莫大な損失を被った。このN社の事例は、合法的な企業活動が、反倫理的でありえることを示している。N社は当初、進出先の児童労働に関して、それが雇用を生みだしていると主張していたのである。またこの事例は、企業の利潤獲得には、合法的であるばかりか、一定の規範的な制約の中で行われるべきではないか、との認識を示している。反倫理的と烙印を押された企業はその存続をさえ危ぶまれるということをN社は莫大な損失を被ることによって知ったのである。

このN社の事件は、企業の合法的な利潤追求活動であっても、それが社会的な批判を招き、企業活動のあるものが社会的に受容されないことがあることを示している。N社は当初、批判に対して次のように反論した。即ち、1) より安価な労働力を求めて、活動拠点を移転させることは、コスト削減という経済的効率性の観点から妥当である。2) 別地域(国)への活動拠点の移転、また、先進諸国に比した場合の著しく低い賃金の支払いも進出先の法律に照らせば、合法的である。3) 進出先での児童労働は禁止されておらず、また、労働環境についても規制がないので、違法ではない。

N社は、このような経済効率性と合法性をもった経済活動は、利潤をもとめる私的企業の活動としては正当であると主張したのであった。しかしながら、欧米の社会、消費者、マスコミは、「私たちの社会の価値規範からすれば、たとえ経済合理性があり、合法的であっても、N社の経営は倫理的には許されない」と批判し、広範な不買運動を生み出したのである。結果的にはN社は自らの決定を修正し、更には積極的にCSRを追究するように変貌していった。

多国籍企業は、上述のように目に見える形で直接的に社会的対立を引き起こすばかりではなく、内在的にステイクホルダー間の利害対立をもたらす可能性を有している。例えば、国外の子会社が稼いだ利潤を取り上げて考えてみよう。そうした利潤は、当該企業全体の利益増加に寄与する。その用途は、労働者へのボーナス、経営者へのボーナス、株主への配当といった所得分配に向かう場合もあれば、親会社本国内における投資、若しくは、当該利潤を稼いだ子会社における利潤の再投資といった投資に向かう場合もある。現実には、これらのうちの幾つか、又は、全ての組合せに帰することになる。しかし、この利潤を生み出すためのFDIの影響として国内投資が相対的に縮小するという費用は、部分的にしか補填されない。確かに他の諸条件への直接、間接の影響を考慮に入れれば、厳密な比較は困難であるが、国内投資が相対的に縮小したとすれば、それは雇用、生産、国内サプライヤーからの調達を縮小を意味する。このようなネ



ガティブな影響を受けるものは必ずしも子会社からの利潤送金による利益を享受する層と一致するわけではない。多国籍企業の他の影響についても同様の考慮がありうるが、そこから導かれる結論は、「万人を納得させる解は存在せず、一定の利害対立が不可避となる」、ということである。

ところで、多国籍企業は、自らが有する競争上、組織管理上の優位性に基づいて経済活動の再組織化を進め、国際分業関係を深化させるが、同時に国家主権を蚕食する。それは、市場での取引を否定するものではなく、市場と並列する内部組織を通じて為されるが故に、市場における競争のみがもたらす経済の再組織化よりも急速な、又は、異なる方向での調整過程を社会に課すことになる。そのことに対する反省と再考が、CSRを求める一つの要因となるのである。ここで注意を要することは、多国籍企業の活動がもたらす便益に対応するコストが特定の地域、人々に不釣り合いにかかる可能性があるということである。それ故、CSRがグローバル化の進展の文脈で必要とされているにしても、その対処策が時としてナショナル、サブ・ナショナルな地域において追求されるべきであることを否定するものではない。

#### 第4章 CSRの思想的背景

企業の利潤活動は合法的なものである限り、正当であるという考えは、合法的なものであれば、利潤獲得のために何をしてもいい、との理解に繋がった。企業の社会的責任が重視されるにつれ、企業にはこの責任を果たすために、単に合法的であるばかりでなく、規範的な行動原則が課せられるべきであるとの認識から、企業倫理、つまり、企業行動の規範の必要性が求められるようになったのである。企業行動が規範や倫理に結びつくのは、倫理を人間行動の規範の意味に理解すれば、企業倫理とは、企業の行動規範を意味するからである。企業倫理は伝統的な理解である、利潤追求を企業行動の目的であるとする考えに代えて、新たな企業行動の規範を模索する。

伝統的な企業行動の目的である利潤追求は、企業倫理の立場から見ると、以下に述べるように、功利主義的な行動原則であり、企業の社会的責任論は義務論的な行動原則である。一国の法律に縛られない多国籍企業の行動規範とはどのようなものであるかに関しては、OECD多国籍企業行動指針が一定の指針を与えているが以下で扱うのは、企業が社会的責任を果たすに当たって、なぜ、企業は目前の利潤を犠牲にしかねない、行動の規範に従うのかの理論である。なぜ、企業は「社会的公正」といった価値規範に従う

べきであり、また、なぜ、従うことができるのであろうか？ CSRに関連するこのような問題、即ちCSRの経済思想の内実を解明していこう。

一般に、行為の目的を「利益を得るため」とする考え方は「功利主義」と呼ばれている。この意味で、企業目的を利潤最大化にあるとする考えは功利主義である。この功利主義が受け入れやすいのは、人間は自分の利益を得るために行動するものだ、人間の行動は自己利益の追求によって説明できる、とする一般的な考えに由来するものであるからである。誰でも、自分の利益を追求するであろう。敢えて自分の利益に反することをすることはしないであろう。この考えを企業の行動目的に適用すれば、企業の行動目的は、企業にとっての利益、利潤最大化にあるという考えになる。企業の利潤追求は合法的でなくてはならないが、功利主義的な考え方は、必ずしも、その行為が合法的であることを保証するものではない。功利主義は、行動とその結果とのコスト&ベネフィット関係を強調する。この考えは例えば、次のような事例を生む。

ある自動車会社が、最近販売した新車のエンジン部分に重大な欠陥があることを知る。この欠陥を補修しないで、車の運転を続ければ、エンジン部分から出火し、人命を損ないかねない危険を生む。販売したばかりの車をリコールし、修理を施す費用は、一台あたり10万円と計算された。他方で、車を放置した場合、事故を起こし、車の重大な欠陥を放置した結果、人命を奪ったとして訴訟を起こされた場合の損害賠償金を計算すると、一台あたり8万円であると推測された。そこで、この会社は車を改修せず、放置した。費用と便益を考慮すると、車を修理せず、放置した方が2万円の節約になると経営者が考えたからである（この事例は、アメリカF社の実際の事例である）。

自社の利益（便益—費用）を考えた場合、欠陥車を修理せずに放置した場合の方が、利益は大きくなる。これは単純な功利主義的な考えは、経済的効率性を保証するが、合法性は保証しない場合を生むという実例である<sup>6</sup>。

他方、行為の正しさをその動機「～するべきである」に求める倫理学説は一般に「義務論」と呼ばれる。この場合、行為の結果は問題とならない。企業行動への義務論の応用は、例えば、「企業経営者は環境に配慮した企業経営を行うべきだ」という行動基準は義務論的な行動基準となる。この時、環境に配慮した経営が、企業利潤を損なうこと

6 功利主義的思考が常に、違法行為を是認するというわけではない。功利主義の観点から、人間はなぜ、規則、ルール、法を守るようになるかを説明することもできる。違法行為の功利主義的説明は、そのルールに従った場合の方が、従わなかった場合よりも利益が多いならば、人は規則、ルール、法に従うであろう、とするものである。

があっても、環境に配慮する「べきだ」と理解される。従って、義務論は、利己心を抑制するべきだ、このために、利己心を行為の動機とするのではなく、倫理的な義務感から行為せよ、と主張することになる。先のF社と対極にあるJ社の事例を取上げて見ていこう。

これは、最近日本でも鎮痛剤を売り出した薬品メーカーの事例である。同社の売り上げの半分を占める主力製品である鎮痛剤Tに、致死性の薬物を混入したという脅迫文が同社に届けられた。更に、薬物の混入したTを服用し、死亡するという事件も起こった。脅迫は続き、毒物混入を止めて欲しいのであれば、金を支払えと要求された。同社の経営陣の間で議論が行われ、同社のCEOにより、金は支払わず、既に出荷された全Tを全ての販売店から回収することを決めた。この結論に至るまでには、売り上げの半分を占めるTを全て回収することは、同社にとって莫大な損失であり、一度失われた市場を二度と取り戻すことはできないだろうとの反論があったが、同社CEOは、薬品会社の社会に対する責任を果たすためには、毒物の混入が疑われる全てのTを回収することは義務であるとし、同薬剤を全て回収した。脅迫金も支払われることはなく、Tへの毒物混入も止んだ。その後、同社は一度失った市場をまた回復した（この事例もアメリカJ社の実際の事例である）。

このケースの場合、同社は義務論的に行動したとされる。商品を回収することによる莫大な損失を被りながらも、薬剤メーカーとしての社会的義務を果たすために、利益をもたらさずの商品を回収するという行動を取ったと理解される。功利主義的な立場からは、同社は、良心的な企業という評判を得ることにより、長期的には売り上げを回復、さらには、増大させるという目的をもって行動したのだと反論もできようが、一度失った市場を再び取り戻すことができるかどうかは予見不可能であることに注意すべきであろう。

上記のJ社のように、企業が一時的にせよ利潤の追求を断念し、社会的な義務や規範に服するように行動するのはなぜか。行動すべきであるのはなぜか。さらに、そのように行動することが可能であるのか。これらの理由を説明するものとして、1) 功利主義(利己心モデル)、2) 啓蒙された利己心モデル、3) 社会契約論、4) 倫理学モデル、が考えられている。これらを簡単に紹介すれば、以下のようになる。

1) 不祥事を続発させては、企業は活動を続けることはできない(不買運動、株価低迷、業績悪化、倒産などの経済的損益を被る)、従って、企業は不祥事の発生の可能性を事前に察知し、分析し、対処すべきである。これは一般に「利己心モデル」と呼ばれる。

2) 倫理的な企業は結局ペイする。倫理的企業は高収益の企業である。これは、「啓蒙された利己心モデル」と言われ、倫理的な企業という評判を獲得することが、長期的な視点から見れば、企業収益に資するという考えである。「評判」は企業資産の一つであり、良き評判を獲得することは、企業価値を高めると考える。

3) 社会的信頼が企業活動の前提である。企業と社会の間には、企業活動の正しさに関して「社会契約」があり、企業はこの契約の内容に従って、その活動を行うべきである。このような考えは「社会契約論モデル」と呼ばれる。我が国では馴染みの少ない考え方であるが、アメリカでは、企業と社会の間には、お互いに行動するののかについて、暗黙の理解・了解、つまり、ある種の「社会契約」があるという考えがある。この理論は、政治学の社会契約理論 (Social contract theory) に基づいており、この契約内容により、企業活動は一定の制約を受けるべきであるとする。この思想が、ビジネスの社会契約として、企業倫理の中に継承されている。

4) 企業は個人と同じく倫理主体であるから、倫理に服すべきである。企業倫理は倫理と企業経営とが結びついたものであるが、倫理学者が主として論拠とするのはこの「倫理学モデル」である。企業は単なる「法人」ではなく、自分がしていることに対してモラル責任をとり得るモラル主体である、という思想を言う。モラル主体としての企業 (Corporation as moral agent) がその主要概念である。そもそも、企業は法人、組織体であり、人間ではない。なされた行動に対する責任を問えるのは個人だけである。では、個人ではない企業の責任を果たして問えるのか、という問題意識から、企業は単なる「法人」ではなく、自分がしていることに対してモラル責任をとり得るモラル主体であり、企業にモラル的責任を問えるという見解が生まれた。

以上が、何故、企業が利潤追求以外 (またはそれに加えて)、新たな行動規範に服すべきかについて従来から言われてきた理由であるが、本論では新たな理由を提示したい。

企業または経営者は、そのステイクホルダーに対してある義務を負い、各ステイクホルダーは権利を有し、経営者は各ステイクホルダーの権利を尊重し、責務を果たすべき企業経営に努めるという考えをステイクホルダー・マネジメントと呼んだが、これは社会的存在としての企業とそれを代表する経営者が各ステイクホルダーから「受託義務」を負うということである。この「受託義務」は必ずしも法的な義務ではないが、受託者と被受託者の間に「信認関係」がある場合に生じる義務である。信認とは、契約の一つであるが、契約当事者の間に、情報の非対称性や力関係の差 (権力関係) がある場合に、

一方が他方を信頼し、あるいは他方に依存し、他方は自らに依存している相手方にその利益を負うような関係一般を指す。これは例えば、医者と患者との関係で説明することができる。患者（受託者）と医者（被受託者）の間には、医療知識、技能、経験に関して非対称性がある。当然、医者の方が「強い」立場に立っている。患者は病気を治してもらうために医者のもとに赴くが、医者が病気・けがを治してくれることを期待している。病気・けがからの回復は患者の利益となるが、患者は医者とその「強い」立場を利用して、患者の利益を損うような治療方針（例えば、不必要な手術や処方など）を取ることはないだろうと普通期待している。また、医者側でも、患者側の「弱い」立場を利用して、自分の利益を図ることは普通ないであろう。つまり医者には患者に対して「健康を取り戻させる」という「義務」がある。この時、患者は医者を信頼し、病気からの回復の点において、医者に依存している。これが「信認関係」である。更に、この「関係」においては、被受託者である医者側に、一定の「裁量権」が認められる。医者は治療方針について、逐一患者の同意を求め、契約書を取り交わすことはない（外科手術の場合には、この契約書を取り交わすが）。一定の範囲で医者は治療方針を自由に決定する権限を持つが、この裁量権は、患者の利益を損なわない範囲でのみ認められる。患者は医者「信頼」し、医者の治療方針に従うのであるが、医者は患者の「信頼」に対し、一定の「義務」を負うことになる。このような関係を「信認関係」と呼び、被受託者側に、受託者の利益を図るという「受託義務」を負わせる。信認関係にある受託者と被受託者の間で、被受託者である医者が「受託義務」に従わなかった場合、当然、信認違反という批判を浴びることになる。企業活動の中であるものが「正しくない」とされる根拠、また、企業は一定の社会的義務を果たすべきだとする理由は、企業・経営者とステイクホルダーとの間に「信認関係」があるからであると理解できよう。

CSRは20世紀末からの客観的条件の構造的変化とともに、それを支持する思想的な背景も持ち合わせながら登場してきたものと言えよう。

## 第5章 CSR批判と反批判

前章まで見たような客観的、思想的背景を持って登場してきたCSRに関しては、しかしながら、多くの批判がある<sup>7</sup>。一方には、市場経済、自由主義経済の信奉者から、

7 本章の論述においては、以下の文献を参考にした。Crook, C.(2005) 'The Good Company, A Survey of Corporate Social Responsibility', The Economist, January 22nd, pp. 1-16.

「利潤の追求こそが企業が行いうる最大の社会的貢献であり、それが出来ない企業は市場から駆逐されるのであり、それ以上のことを敢えて行う必要はない」というものである。他方、全く反対の立場から、「CSRとは単なる企業のリップサービスであり、環境保護なり、社会的公正の維持は政府が負うべき責務である」という批判が存在する。立場は異なるが、両者は共にCSRの意義なり、役割を否定し、市場、政府、若しくはその双方がトリプル・ボトムラインを追求することを求めるものである。このような批判は、どの程度正当なものであるのだろうか？また、これらの批判にもかかわらずCSRを追求することが必要であるとするならば、その際に如何なる問題が惹起するのであろうか？

まず第一のCSR批判から検討を始めよう。市場信奉者は、営利企業の利潤追求は、消費者なり、社会なりが求める財、サービスの供給に基盤を置くものであり、その利潤追求の結果として、西側資本主義国（アメリカ、日本、西ヨーロッパ）は人類史上類の無い経済的発展を遂げており、これこそが企業の果すべき社会的責任であり、利潤をあげている企業はその責任を十分果していると見るのである。そして、そのような責任を果たしえない企業は顧客を失い、市場からの退出を余儀なくされるのである。確かに、市場は環境を保護するようなコストを含んだ価格設定を行いえず、社会に負担を強いる場合がある。しかし、そのような問題に対しては政府が各種の規制によって対処すべきであって、民間企業が口出しする問題ではない。このような主張は、利潤の大きさは当該企業の社会的貢献を反映し、かつ、市場はそれを担保する最も効率的な機構である、という前提に基づいている。

上述のようなCSR批判に対しては、しかしながら、利潤は生産の効率化によるのみ増大するわけではなく、分配のあり方によっても増減する、という反批判がありうる。利潤はそもそも生産された剰余のうちの資本側の取り分であり、そうした所得分配のあり方は法律を含む多くの制度的枠組みに規制されるものである。さらに、売り手の方が買い手よりもよく商品について知っているために（情報の非対称性）、正当な価格以上の価格設定を行うような場合、一度購入した製品に消費者が慣れている為に、必ずしもより性能の良い製品が出てきても販売を伸ばし得ないというような場合（経路依存性）、ある商品を購入すれば部品や消耗品などはそれに適当なものを購入しなければならない（相互依存性）といったことのために、市場での価格形成が十分に機能しないこともある。それらは利潤の大きさや企業の社会的影響などを左右するのである。更に、社会的責任はおろか、法令を遵守しなかったにもかかわらず、株価も下がらず、利潤をあげ、

また、存続し続けている企業もある。即ち、企業の利潤動機や市場機構のみに基づいてその社会への貢献を期待することには内在的な限界があるといえる。

第二のCSR批判は、企業の自発性による社会的貢献の限界と政府の積極的役割を主張するものである。CSRが一定の費用負担を企業に強いるような場合であれば、そのことが企業にもたらす利益との比較の中でCSRの内容、程度が決定されることになる。CSRがもたらす利益とは、例えば、企業イメージの改善による従業員の勤労意欲向上、CSR重視商品ブランドの認知を通じた売り上げ増加などがある。しかし、CSRがもたらしうるこれらの利益の大きさを客観的に抽出することは困難であろう。また、企業利潤を侵食するような形でのCSRは、株主からの反発も予想される。更に、社会的評価が必ずしも高くない産業（例えば、タバコ産業）においてCSRが積極的に取り組まれる傾向もある。その意味で、CSRの限界なり、性格なりに関する第二のCSR批判には、一定の正当性が認められる。しかしそのことがすぐさま、社会的問題に対する関与を政府のみに限定することにはつながらない。そもそも、全ての政府が環境や社会的公正に対して積極的な肯定者と言えるであろうか？多国籍企業の活動との関連でこの点を考えていこう。

歴史的に眺めれば、多国籍企業の不法行為・脱法行為の例を挙げることはさして難しいことではない。この問題を考える際には、しかしながら、二つの論点が含まれている。世界政府なき世界経済において単一の法体系が存在しないために「不法行為、脱法行為」が国によって異なること、これが第一の点である。発展途上国における労働条件や最低賃金、環境規制は、先進国から見れば到底「合法的」とはみなされえないものもある。しかし、そのような諸条件は受入国の立地優位性の一部を構成し、それを求めて多国籍企業がFDIを実行するというケースは多々ありうる。政府自身もその点を見込んで、先進国よりも劣悪な労働条件を「合法化」する傾向がある。特に、他のFDI受け入れ候補国との外資誘致競争にさらされる場合には、そのような傾向が助長される可能性がある。他方、先進国並みの環境基準、労働基準の導入は、過度のコスト負担を強いることを通じて途上国企業の競争力を殺ぐことになり、むしろ、先進国の多国籍企業を利することになりかねない。そして、CSRの追求にも同じ危険性はついて回ることになる。

もう一方の論点は、法のみが企業の活動を規制するわけではなく、また、法が現時点で規定、規制していない行為に関してもそれが社会に大きな影響を及ぼしうるような場合をどのように取り扱うのか、という問題である。多国籍企業によるFDIは、受入

国に雇用と成長をもたらす可能性がある。しかし、それは当該多国籍企業が有する無形資産の移転を通じて非常に急激に果され、受け入れ国の地域共同体に大きな変化をもたらすことにもなる。新しい雇用形態、商慣行、消費者嗜好などがもたらされることにより、それに適合できるものは発展し、そうでないものは衰退する。中長期的に見た場合、そのような変化が当該社会にとって望ましいものであるのか否かということの十分な検討も無く、急速に進んでいく危険性がある。例えば、世界的にファースト・フード・チェーンが拡大してきているが、これに対抗するように時間をかけて伝統的な食事を楽しむことへの回帰、スロー・フードの流れが生まれているが、これなどは社会的変化に対する再検討の現れである。更に、近年の急速な技術進歩は、そのような変化を加速化こそすれ、減速することは無い。法律や各種の規制がそのような変化を一定程度左右できるとしても、現実の変化の速度に追いつかない場合も多々ありうる。「環境」や「社会的公正」を保持、改善するために政府が一定の役割を果たすべきであることを否定はしないが、市場がそうでない様に政府もまた上述の理由から万能とは言えないのである。

以上のCSR批判に対する反批判から、我々は以下のことが確認できる。即ち、企業は利潤を追求する経済主体ではあるが、その活動は環境や社会に対して一定の影響を伴う。そのような影響は、必ずしも市場や政府によって十分制御されるわけではない。CSRとは、このような市場や政府によっては管理されえない企業活動に基づく変化を枠付けていくための試行錯誤の現れである。そして、それが未だ試行錯誤の段階であるために、多くの解決すべき課題も残されている。確かに先進国を中心にして、現在CSRへの取り組みが進められているが、そもそもそれを必要とした多国籍企業をメイン・アクターとしたグローバリゼーションの進展は、まだ端緒についたばかりとはいえ、一国レベルを超えたCSRの展開を、公的、私的国際機関を中心にして俎上に載せてきている。それは同時にCSRが解決すべき課題を示すものでもある。

CSRの問題を考える際、大きな課題として挙げられていることは、CSRの評価方法、比較方法である。トリプル・ボトムラインのうち、「利潤」は、決算報告書において絶対的な金額で評価されるが、「環境」や「社会的公正」には共通の尺度が存在しない。そのため、CSRの実情、進捗状況を測り、比較することが困難となる。例えば、バス会社が既存の路線を10%廃止し、それに伴ってバスが排出していた排気ガスが10%削減された場合、これは「環境」や「社会的公正」にとってどのように評価できるのだろうか？ 路線廃止以前にバスを利用していた大人達が自家用車に切替えた場合、社会全体の排気



ガスの総排出量が増加することにならないだろうか？バスで10分の道のりを通っていた学生が、自転車で30分、徒歩で1時間の通学を強いられることになっても「社会的公正」が向上したといえるだろうか？また、先進国の銀行が途上国に開設した子会社において18歳以下の従業員がいないということと、アパレル企業の途上国の工場において児童労働を雇用していない、ということは、どちらも同等の「社会的公正」を確保していると評価できるだろうか？これらの問題は国内に限ってもむつかしいものではあるが、世界経済レベルになればなおさらその困難性が増すものである。近年、内外で企業のCSRランキングが発表されるようになってきてはいるが、そこでは必ずしも同じような順位付けとなっていない。その理由は、CSRの評価・比較方法がグローバルに確定していないことも一つの要因である。

## 第6章 CSRと経済学

CSRが今後どのような展開を見せるのかということは、事態の推移を見守るしかないが、CSRが経済学に対していくつかの問題を提起していることは否定しえない。今までの叙述の中でそれらについては間接的には触れてきたが、ここで経済学説史的に整理しておこう。

第一は、市場を通じた分業関係の管理と資本蓄積の発展に伴う正負の問題である。アダム・スミス以来の経済学は、基本的に市場を通じた社会的分業関係の管理と資本蓄積による生産の拡大を説いてきた。多国籍企業のグローバルな展開も、社会的分業関係の世界大に拡充するものであり、もって世界的な生産性の向上をもたらすものである。実際、多くの新興経済に見られるように、貿易や投資に対する対外的な開放政策がGDP成長率の上昇をもたらす一方、北朝鮮のように対外的な閉鎖体制をとっている国の経済状況が芳しくない傾向は、21世紀になってますます一般化してきた。しかしながら、多くの碩学は市場と資本蓄積がもたらす成果と同時にその否定的な側面についての認識も持ち合わせていた。例えば、ピン生産の例を通じて分業による生産性の向上を説明したアダム・スミスは、「分業の発達とともに、労働で生活する人々の圧倒的部分、つまり国民大衆のつく仕事は、少数の…ごく単純な作業に限定され…神のつくり給うた人間としてなり下がるかぎり愚かになり、無知になる。」<sup>8</sup>と述べている。ここには、企業活動がステイクホルダーである従業員に悪影響をもたらす懸念を読み取れよう。スミス自

8 『国富論、第Ⅲ巻』142-142頁。

身は、このような問題への対処策として公教育の役割を強調したが、企業の「社会契約」に基づく義務論からするなら、企業が問題の解決に当ることは否定されず、それが今日ではCSRという衣を纏うようになっているのである。

第二に、市場の限界に関わる問題が指摘される。フリードマン流にCSRを否定する経済学的な基盤は、完全競争均衡市場が不誠実な企業を社会的に排除し、パレート最適を達成するというナイーブな信念である。しかし、完全競争均衡市場は、ある種の理念的な想像物であり、必ずしも現実の資本主義経済なり、市場システムに立脚しているわけではない。また、資本主義経済の進展の方向性が完全競争均衡市場に向かうわけではない。それはむしろ、資本の集中・集積、若しくは、寡占・複占・独占に向かう傾向を持つものである。更に、情報化が情報の不完全性、非対称性、不確実性を根本的に排除するものでないことも指摘される。むしろ、アカロフのように情報の不完全性を前提にしたモデル構築が現在は進行中である<sup>9</sup>。更に、ゲーム論や取引費用を駆使しながら「制度」の重要性を強調する新制度派経済学も新たな潮流となりつつある<sup>10</sup>。しかし、世界政府なき世界経済では「制度」そのものが単一ではないために問題が生じることをCSRの展開は示している。かつてわが国のマルクス経済学では、マルクスの遺稿に立脚して、「国家、外国貿易、世界市場」という問題、プラン後半体系問題が熱く議論されたことがある<sup>11</sup>。CSRはそのような議論を再構築する必要性を示唆するものである。

第三は、法や規制による市場の管理の限界に関わるものである。市場なり、資本蓄積の管理にとって「制度」が持つ重要性が認識されるようになってきたことを指摘したが、同時に法や規制というフォーマルな「制度」の持つ限界についての認識も必要である。法や規制は、中央集権的な当局によって決定され、権力機構によって施行されるが故に、当局の権限の及ぶ地理的範囲内では、一定の効果が期待される。同時に、経済活動自身は、フォーマルな「制度」の枠組み内でのみ展開するだけでなく、ヴェブレンが言うようなインフォーマルな「制度」の影響も色濃く受けるものである<sup>12</sup>。更に、ある特定の問題の発生とそれへの対応策としてのフォーマルな「制度」の決定・実現までには、民

9 アカロフ、ジョージ(1995)『ある理論経済学者のお話の本』東京:ハーベスト社。

10 青木昌彦(2001)『比較制度分析に向けて』東京:NTT出版。ノース、ダグラス(1994)『制度・制度変化・経済成果』、京都:晃洋書房。

11 佐々木隆生(1985)「『経済学批判』のプラン後半体系をめぐる論争」木下悦二・村岡俊三(編)『資本論体系8、国家・国際商業・世界市場』東京:有斐閣、318-332頁。

12 ヴェブレン、ソースティン(1998)『有閑階級の理論』東京:筑摩書房。

主的手続きに従う場合には特に、時間的ギャップを生じることになる。資本主義＝市場経済をより健全に機能させるために「制度」が必要であると言うことに合意するなら、そうした「制度」がフォーマルなもの、中央集権的当局によるものだけでならない、という根拠は無い。フォーマルな「制度」とインフォーマルな「制度」双方がそうした役割を果たせばよい。CSRの追求は、その意味で、フォーマルな「制度」を補完する側面も持ちうるであろうし、主流派経済学が見落としてきた問題に光を投げかけるものでもある。

最後は、恒常的に変化し続ける資本主義の基盤を成すイノベーションにとってのCSRの意味である。経営コンサルタントの中には、CSRを企業が受動的に実行すべき課題と言うよりは、むしろより積極的に経営戦略に組み込むことを提言するものも出てきている<sup>13</sup>。CSRはむしろ未だ満たされていない潜在的需要の表出であり、それへの対応は企業イメージの向上といったものに留まらず、新たなビジネスチャンスとなりうるというのである。確かに、1970年代の日本で、現在のCSRと類似の動きとして反公害や省エネが声高に叫ばれた。高度成長化での公害の発生、無資源国としての日本、二度にわたる石油危機がそのような動きの背景としてあり、一面で受動的な動きでもあった。しかし、その延長上で開発された技術の中には、例えば、ハイブリッド自動車エンジンや燃料電池のように、21世紀の日本の産業を牽引するようなものも含まれている。つまり、突きつけられた課題への対処の中で、資本主義のエンジンであるイノベーションが果されてきたのである。イノベーションの唱道者であるシュムペーターは、イノベーションは通常の反復的業務の中からは生まれてこないことを指摘している<sup>14</sup>。そして、いみじくもカソンが言うように、シュムペーターの掲げたイノベーションは必ずしも生産局面に限られるものでもない<sup>15</sup>。否、イノベーションはシュムペーターが指摘した以上のものを含みうるであろう。現在のCSRが提起する課題への対処もまた、将来のイノベーションの基盤となる可能性を含んでいるのであり、その意味からも経済学はCSRを軽視すべきではないのである。

以上、CSRと経済学の関係をやや学説史的に総括してみた。そこからは経済学が未だ十分に拾い上げきれていない課題、見落としてきた課題、置き忘れてきた課題を確認

13 Davis, I. (2005) 'What is the Business of Business?' The McKinsey Quarterly, 2005, no. 3, pp. 1-5.

14 シュムペーター、ヨーゼフ A. (1977) 『経済発展の理論 (上・下)』東京:岩波書店。

15 カソン、マーク(2005)『国際ビジネス・エコノミクス、新しい研究課題とその方向性』、東京:文眞堂。

することが出来た。

## 第7章 むすびにかえて

本稿では、近年大きな注目を集めるようになってきているCSRについて、その定義、客観的、経済思想的背景を整理し、CSRに対する批判と汎批判をまとめながら、その実践上の困難な課題についても言及した。最後に、CSRが提起する問題そのものは、経済学の大家達が直面してきた資本主義経済の根本的問題に関わるものでもあると総括されえた。

本稿では、主にグローバリゼーションとの関連からCSRとそれに関連する諸問題を整理してきた。そのため、情報化や環境問題、また、CSRの実践におけるローカルな特徴や意義、更には、産業間の類似点と相違点といったことについては、簡潔に触れただけであった。これらの問題に対する更なる分析が必要であることを記して、本稿の結びにかえよう。

### [謝辞]

本稿は、静岡大学人文学部・学部裁量経費による研究成果の一部である。ここに記して感謝の意を記すとともに、全ての文責が著者たちにあることを明記しておく。